

筑西労働基準監督署長が

管内の13団体に熱中症予防対策等の徹底について（要請）

令和3年8月16日



写真：担当者に協力を要請する狩野署長（右側）及び筑西労働基準協会の宮田事務局長（左側）

筑西労働基準監督署（署長 狩野 直美）は、管内の労働災害防止関係団体である13団体（傘下会員事業場への周知・啓発を含む）に対して、文書により、「職場における熱中症予防対策等の徹底について」の要請を行いました。

本年は梅雨が明けてから気温と湿度が高い日が続き、熱中症のリスクが非常に高まっているなか、全国及び茨城県内で新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況になっています。

要請では、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症リスクの上昇が懸念されることから、夏季における屋内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策の徹底をお願いしました。

〔連絡先〕筑西労働基準監督署

電話 0296-22-4564